2018年8月26日

大常木谷遭難事故報告書

2019年1月22日

日本勤労者山岳連盟　東京都連盟所属

銀座山の会

目次

 頁

Ⅰ はじめに 　２

Ⅱ 事故発生及び会の対応の状況 　３

Ⅲ 想定される事故原因と対策案 　９

Ⅳ 会の対応の検証と反省、今後の検討事項 １５

Ⅴ 今回の事故の総括と今後の課題 １７

1. はじめに

当会会員の今井敏樹さん（57歳）と、夫人の元会員で当時は神田山の会に所属されていた今井涼子さん（48歳）が、2018年8月26日一之瀬川大常木谷山女魚淵にて遭難され、現地警察、消防、丹波山村救助協力隊の方々の懸命の捜索活動にもかかわらず、翌日夫妻とも遺体で発見されました。

また、警察での話から、当日、遭難現場に遭遇され、その後警察への通報していただき、翌日の捜索活動に対しても平日であるにも拘わらず協力して頂いた登山者の方や、翌日捜索隊が到着する前に遺体を発見し、ロープで固定して頂いた登山者の方がおられたと伺っております。

ここに捜索に携わっていただいた全ての方々のご尽力に対し、厚く御礼申し上げるとともに、当会としてこの遭難事故の教訓を糧とし、今後の安全対策を講ずることがせめてものご恩返しとなり、故人の遺志にも沿う事になると考え、この報告書を作成するものであります。

最後に、前夜からいち早く対応され、事故発生後も様々にご連携を取らせていただくなど、神田山の会の皆様には大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

1. 事故発生及び会の対応の状況
2. 計画書の受理について

今井敏樹さん（以下敏樹会員と表記する）と今井涼子さん（以下涼子元会員と表記する）は、元々8月25日から奥利根の楢俣川ヘイズル沢右股アリキノ沢を1泊2日で遡行する計画書を提出していたが、同山域の天候悪化が見込まれるため出発を見合わせ、25日9：00に「天候不安定のため、ヘイズル沢アリキノ沢を中止し、日曜のみで大常木谷に行くことにしました。計画書を提出致します。留守本部はN野さんに引き続きお願いしました。」とのメールを当会の計画・下山ＭＬに投稿した。最終下山日は26日20：00となっていた。

突然の計画変更ではあったが、計画に対しての異議は出されずそのまま受理された。

1. 留守本部の対応

留守本部のN野（リーダー部・安全対策係）は、最終下山予定時刻の26日20：00を過ぎても下山連絡がないため、同日21:00　敏樹会員の携帯電話にショートメッセージを発信したが反応がなかった。更に翌朝5:50　涼子元会員へショートメッセージを発信したがこれも反応がなかった。

このため、27日8:30に当会留守本部マニュアルに基づき、リーダー部長のT野に携帯電話を入れ、この旨を報告した。

1. 当日のリーダー部長及び安全対策係の対応

N野の報告を受け、T野がネットで山岳事故を検索したところ、「山梨県の丹波山村の沢で男女二人が流されて行方不明」とヤフーニュース（以下「Ｙニュース」と表記する）にアップされていることが判明した。

8:52　T野より全会員に事故の一報をメールした。

（このメールでは、件名・本文内に”待機”の指示はなく、そのため、その後「現地入り申し入れ」のメールが複数人から発信された）。

この間に留守本部のN野が日本勤労者山岳連盟（以下、労山）窓口担当のK原と電話連絡し「神田山の会から連絡があり、現地では既に20人体制で捜索活動が行われている」との情報を共有した。

9:06　T野・N野間の電話連絡にて、T野が警察・会員へ、N野が緊急連絡先への連絡をとることとした。

9:16　N野から高崎家（涼子元会員実家）へ連絡した。敏樹会員実家・警察・職場の３件について連絡が取れているか確認し、会が待機状態にあることを伝達。

（この時、敏樹会員実家より涼子元会員実家への連絡を優先したのは、所属会が異なることから警察から涼子元会員実家への連絡が漏れることを懸念したためである。）

9:30　T野が110番に問い合わせ、管轄の上野原警察署を紹介された。上野原警察に連絡し、20名体制で捜索活動を行っていること、今井さんの車が残されていることが確認済であること等の状況を確認するとともに、要請を受け今回の山行計画書をＦＡＸで送付した。また、複数の会員から現地入りの申し入れがあったため、捜索活動への協力について打診したところ、すでに捜索活動が開始されており二重遭難の恐れもあるとのことから待機を要望された。

9:34 リーダー部長メール（8:52時）に“待機”の記載が漏れていたため、N野より会員に一般ＭＬで待機を指示。

9:58　T野・10:08　N野より会員に一般ＭＬで待機を再度指示。

11:58　T野・N野が電話で今後の対策（警察への対応・捜索協力体制）について打合せた。

12:42　N野から敏樹会員実家へ連絡、涼子元会員実家・警察・職場の３件について連絡が取れているかを確認し、会が待機状態にあることを伝達。

（敏樹会員実家への連絡をそれまで待機したのは、涼子元会員実家へ連絡したことで敏樹会員実家にも警察から連絡あったことを確認できたことから、捜索進展等新たに伝えるべき情報の入手を待ったためである。）

12:50　警察よりT野にまだ発見されていない旨の連絡があった。ここでも再び捜索協力の打診を行ったが、警察署に待機場所がないため遠慮願いたいとのことで捜索協力を断念した。

14:10　警察よりT野に遺体発見の連絡があったが、まだ親族が到着しておらず、身元確認がとれていないため来署は控えられたいとのことであった。

16:20　警察よりT野に、身元確認はまだ出来ていないが遺体は今井夫妻であることが確実であるとの連絡があった。遺留品等の確認によるものと思われる。

22:15　警察よりT野に、ご親族が到着し、身元確認が終了したという連絡があった。

1. 神田山の会との連携

8:08　労山都連盟から労山担当のK原に電話があり、「神田山の会から連絡があり、今井夫妻が大常木谷で遭難したらしく当会に連絡を取りたいとの由で、この（K原の）電話番号を教えたい」とのことであったため、開示を了解した。K原は留守本部のN野に電話をかけたが繋がらなかった。（N野はT野と電話中であった。）

8:35　神田山の会Ｉ氏からK原に電話があり、内容は①「Ｙニュース」にアップされており遭難はほぼ確実で既に20人体制で捜索活動が行われていること、②詳細については状況を把握している運営委員長のＹ氏から連絡を入れるとのことであった。

8:52　N野からK原に電話返信があったので、この旨を伝えたところ、既にN野とT野で「Ｙニュース」により状況を把握し、対応を検討中であるとの話であった。

9:05　神田山の会Ｙ氏よりK原に電話があり、内容は①遭難が「Ｙニュース」にアップされており、敏樹会員の車が入渓点に残されていることが確認されているため、遭難がほぼ確実であること、②警察・緊急連絡先には既に神田山の会から連絡を入れ計画書も提出していること、③当日、同山域の山行予定で入っている会員がいたため、山行を差し止め現地で情報収集を行わせているとのことであった。K原はこれを受け、T野にこの旨報告し、Ｙ氏と連絡をとるよう要請した。T野は神田山の会に電話連絡し、今後の連携協力を確認した。

当日の神田山の会との連携は以上であるが、その後行われた上野原市斎場での火葬や上野原警察署への事故発生状況聞き取り訪問、労山への事故一報の作成・提出・給付申請、遺族への対応等で連携をとらせていただいた。

尚、神田山の会では26日下山連絡がない段階で会員全体に周知、深夜に「Ｙニュース」を検索した結果、遭難の疑いが濃くなったため遭難対策委員会を翌早朝から組織し、行動を開始していた。

1. 捜索活動の経緯と事故の状況

9月3日上野原警察署を代表のS治と労山担当のK原、神田山の会のＹ氏で訪問し、捜索活動の経緯と事故の状況について地域課Ｎ課長からお話を伺った。それによれば経緯及び事故の状況は以下の通りである。

8月26日14:40頃大常木谷山女魚淵で登山者二人が遭難したとの110番通報があり、直ちに警察・消防・丹波山村地域おこし協力隊により20名で捜索体制が敷かれたが当日は発見できなかった。

*注）Ｎ課長の話にはなかったが、通報者からの情報で遭難現場は特定されていたものの、現場は大常木谷中流部で到達にも時間を要し、遡行技術も要求され、捜索体制の組織・手続きにも時間を要するため、時間的にも当日の捜索は困難であったと思われる。*

8月27日10：00頃、警察1名、丹波山村地域おこし協力隊で山担当のＯ氏、前日たまたま遭難に遭遇し通報していただいた登山者の方（匿名を希望されており、お名前が分からないので仮にＡ氏と表記させていただく）の3名からなる捜索隊が、現場である山女魚淵に到着したところ、既に入渓していた別の単独登山者の方が遺体を発見し、流されないよう右岸の岩にロープを固定した直後であった。

敏樹会員がうつ伏せ、涼子元会員は仰向けの状態で山女魚淵の手前の深さ20㎝の浅瀬で発見された。

*注）下図は調書の中の遺体発見時の状況の見取図を見せて頂いた際に書き取ったものだ。走り書きのため必ずしも正確とは言い難いものであるが参考として掲載した。*

その後ヘリで遺体を収容した。

遺留品は所持品の入ったビニール袋及び雨具が淵入口の浅瀬で、ヘルメット（青）とザックが下流で発見された。また遺体の間には首浮袋があった。

*注）敏樹会員は通常白のヘルメットであることから、このヘルメットは涼子元会員のものである。*

直接の死因は、敏樹会員は頭部損傷、涼子元会員は溺死とのことであった。夜になって遺族が到着し、遺体の確認が行われた。

1. 上野原警察署の話に基づく事故発生状況

調書は事故を目撃したＡ氏の協力によって作成されていると思われ、状況はかなり正確に把握することができたが、調書は部外者に見せることやコピーさせることはできないとのことで、前図と2枚の写真（Ａさんが撮った淵入口での敏樹会員と涼子元会員の写真と、敏樹会員が淵出口の小滝上で立った姿勢で、準備中の涼子元会員をこれから確保しようとしている写真）による説明であった。このため聴き手の捉え方により、受け取り方が異なってしまった。従って以下は、説明そのものではなく、図や写真に基づくK原やS治の推測が含まれている。

Ｎ課長の話によれば、事故の経緯は次のようなものであった。尚、事故当日大常木谷の水量はかなり多かったとのことである。

8月26日11：00頃、山女魚淵で今井夫妻にＡ氏が追いつき、先行して淵を突破した後、敏樹会員が首浮袋を装着して突破した。

*注1）*

*厳密には課長からは首浮袋をつけてとの発言はなかったが、Ａさんが撮った写真の敏樹会員は首浮袋を装着していたため「装着して突破」とした。*

*注2）*

*右図は上記のＡさんの写真を基にK原が描いた図である。これから確保しようとする敏樹会員と準備中の涼子元会員の位置関係を表している。*

*※山女魚淵は細長い廊下状の淵であり、奥の小滝も２ｍ程度である。*

引き続き敏樹会員が淵出口の小滝上から涼子元会員を確保して突破させようとしたが、涼子元会員が突破に手間取るうちに水没してしまった（詳細な水没地点は不明）。

このため、敏樹会員は淵に飛び込み、救助を試みたが敏樹会員も水没してしまった。Ａ氏は小滝上からロープを出して救出を試みたが、敏樹会員は何回かロープを掴もうと試みた後、力尽きて水没してしまった。

二人が水没してしまったため、Ａ氏は単独での救出は困難と判断し、通報のため、携帯電話の通じる地点まで遡行し、14:40　警察に110番通報した後下山した。

Ａ氏は下山後、状況を報告するとともに、翌日の捜索にも協力していただいた。

1. 警察からの事故対策への要望

山岳事故に際し、警察から山岳会に対しての要望事項について伺ったところ、次のような回答があった。

* 1. 登山届の提出について

基本的に登山届を出して欲しい。登山口に登山届ポストがない場合は「コンパス」にアップして欲しい。通報があった場合はまず「コンパス」に届けが出ていないかチェックする。

* 1. 警察への通報のタイミングについて

単に予定時刻を過ぎても、「連絡がない」という段階では本格的な捜索活動は行えないが、遭難の恐れがあるという段階で通報していただくことについては差し支えない。

* 1. 捜索協力について

山岳会からの捜索活動に対する協力については基本的には歓迎したい。しかし二重遭難は避けなければならないので、一般の方への協力要請は現地に精通している方など特殊なケースに限られる。しかし、遭難地点が特定できず、広範囲を捜索する必要がある場合等は捜索協力を依頼する場合もあり、ケースバイケースである。

1. 救助関係者への対応

「今回捜索に当たって頂いた関係者に対し、個別に御礼や補償をすることが可能か」との警察への問いに対しては次のような回答であった。

今回の捜索は上野原警察署、大月消防署を中心に丹波山村地域おこし協力隊に出動を要請し、前記Ａ氏にも協力を要請して捜索隊が組織されたとのことである。

このうち警察・消防は公務であり、御礼は不要であるとのことであった。また丹波山村地域おこし協力隊として出動した方については、個人情報を警察から開示することはできないが、丹波山村役場に問い合わせれば教えてくれるかもしれないとのことであった。翌日、丹波山村役場に問い合わせ、協力に携わっていただいたＯ氏を紹介して頂き、電話で御礼を申し上げた。

Ａ氏についても同様の理由で開示できないが、Ａ氏は今回の事故について強いショックを受けておられ、今回の事故について思い出したくないという事で一切の接触を拒まれているとのことであった。

また、丹波山村地域おこし協力隊に対しては規定による協力費が支払われ、現場の山女魚淵まで案内したＡ氏と協力隊員のＯ氏については山岳保険が適用されており、何れもご遺族によって支払われているとのことであった。

1. ご遺族への対応について

8月30日、上野原市斎場において夫妻の火葬が行われ、会員多数が参列した。火葬には神田山の会やトマの風等の山岳会関係の他、ご友人関係も参列された。

9月13日、今井家、高崎家でご夫妻の部屋の片づけを行うとのお話を伺い、当会会員4名でお手伝いさせて頂いた。

10月14日、今井家より四十九日法要のご案内を受け銀座山の会から2名、神田山の会から2名が参列した。

1. 労山基金の申請

上野原警察署の情報に基づき労山に事故一報を提出した。

また、その中で捜索費用が発生しており、ご遺族が支払われたとのことであったので、ご遺族に領収証の送付をお願いした。

後日、労山から給付申請書が送付されてきたので給付申請を行った。給付金の振込先は原則会の口座であるが、今回は特例として直接ご遺族の口座への振込を依頼した。異論はあると思われるが、敢えて事務的に処理した方が、ご遺族の心理的負担にならないのではないかと考えた結果である。

**Ⅲ．想定される事故原因と対策案**

今回の事故では、目撃者（Ａ氏）が現場に居合わせていたことから、かなり詳細に状況を把握することができた。しかし我々が入手した情報は断片的であり、Ａ氏にしても一部始終を見ていたとは限らない（特に涼子元会員の事故原因について）。直接Ａ氏にお話を伺う事が出来ないので事故原因の特定は難しい。限られた情報を基に、最近の遡行記録やガイドブック、今井夫妻のブログにある過去の遡行記録、会員の経験等から考えられる原因を複数想定し、各想定に対応する技術的対策を考えた。

1. **パーティの技量と今回の計画について**

敏樹会員は経験年数40年以上のベテランであり、当会でもリーダー部として活躍し大常木谷についても過去4回の遡行経験があり、登攀技術や判断力はリーダーとして適正であった。

涼子元会員も長年、敏樹会員のパートナーとして山行経験を重ね、登攀力では敏樹会員には及ばないとしてもお互いに助け合いながら山行を続けており、この計画実施において、技術的には特に問題はなかった。

しかし、夫妻の泳力については、確認できていなかったことも事実である。事故後に夫妻のブログを確認したところ、夫妻は2012年7月に大常木谷を遡行しているが、その際は最初涼子元会員がトップで山女魚淵を左岸の壁伝いに泳ごうとしたが手掛かりが得られずに引き返し、更に空身での突破を試みたがロープが足に絡まり沈みそうになって少し水を飲んだ末、敏樹会員にロープを引き戻して貰って脱出したとの記載がある。その後、敏樹会員が何回か泳いで突破を試みたが、水温の低さもあり突破を諦め、結局左岸を大高巻きして通過している。ここから窺えることは、夫妻の泳力に関しては必ずしも高いとはいえず、力量もほぼ同等であったと思われる。

今井夫妻は前回果たせなかった山女魚淵の突破を課題としており、今回の山行目的はそこにあったと思われる。このため今回は前回の経験を活かし、装備の軽量化を図るとともに日帰りの計画とし、首浮袋まで用意して、前回3時間半かかっている山女魚淵の高巻きを泳いで突破することで時間の短縮を図ったと思われる。1泊2日で遡行していたのを今回日帰りとしたことについては、やや長丁場の計画ではあるが、途中の会所小屋跡から大常木林道を使えばエスケープも可能であり、無理のない計画と考え実行に移したと思われる。

1. **当日の天候及び水量について**

当日の天候は晴れており、その前日も雨は降っていなかった。しかし23日から24日にかけて台風の影響を受け、流域には大量の降雨があったとのことである。警察の話や、翌日捜索に入った丹波山村救助協力隊のＯ氏の話によれば、27日の段階でも大常木谷出合までの、一之瀬川本流の渡渉も困難な水量ということであった。また、大常木谷流域は広葉樹が多く、一定の保水力がある反面、大雨後の減水は遅いと考えられる。

このことから2012年の今井夫妻遡行時の水量との比較はできないものの、水量は平水時に比較してかなり多かったものと想定される。

しかし、先行したＡ氏が単独で突破し、敏樹会員も突破していることを考えると、突破が不可能な水量であったとは思われない。よって、当日・現地での敏樹会員の天候・水量の判断は適正であったといえる。

1. **山女魚淵について**

山女魚淵は前掲の見取図にもあるように、入口の広い釜と奥の幅の狭い廊下で構成され、出口には2ｍ程度の小滝（斜滝）があり滝壺の下流は泡立つ流れとなっている。

以前は水深も比較的浅く、時には倒木が掛かっている場合もあり、比較的容易に突破できたこともあったが、最近のガイドや記録では殆ど泳ぎで突破していることから、以前に比べ水深が深くなり平水時でも泳ぎが必須とされる悪場になっているようだ。警察の見取図では水深は2.5ｍとなっていた。

山女魚淵突破を記録した動画を見ると、入口の広釜を泳いで突破した後、廊下入口付近の比較的浅い場所に立ち、再び廊下状の部分を泳ぎ、泡立つ流れの手前で岩角を掴むか両足を側壁で突っ張って立ち上がり、その後左岸に移り（ガイドブックによれば残置スリングがあることになっている）、斜滝沿いに数ｍトラバース気味に登って落口に達している。

当日、Ａ氏も敏樹会員も無事突破していることから、通過は可能な状態であったと考えられる。

**4．直接の事故原因、及び想定される対策について**

本件は目撃者がおり、フォローの涼子元会員が溺れ、敏樹会員が涼子元会員の救助のために飛び込んだことが確認されている。よって、敏樹会員は確保中に引き込まれたわけではない。また目撃者が投げたロープを敏樹会員が掴もうとしたことから、敏樹会員は水中でしばらく意識があり、自身が救助ロープを必要としていた。つまり敏樹会員の死亡は救助中の事故であり、二重遭難である。

救助を起因した涼子元会員の事故原因と、敏樹会員が二重遭難に至った原因とその対策を下記の通り考えた。

**①　涼子元会員の事故原因と対策**

原因1：淵の突破中の溺水

敏樹会員は山女魚淵を越えた後、左岸で涼子元会員を確保した。このことは事故を目撃したＡ氏が撮影した写真を警察で確認している。（水量が通常であればこれで特に問題なく突破が可能なはずである。）

しかし水量が多く水勢の強い今回の山女魚淵においては、トップが確保し、強くロープを引くことで、ロープが直線的に伸びてしまい、トップの敏樹会員が辿った水勢の緩い左岸沿いのルートを涼子元会員は辿ることができず、淵の中央の水勢が強いところを突破せざるを得なくなり、強い水流をまともに顔に受け、水を飲んでしまい溺れてしまった可能性がある。（「上野原警察署の話に基づく事故発生状況」の図を参照）

原因2：淵突破後の滑落

　　　淵の突破中ではなく、滝つぼ付近を突破中に左岸の岩に取り付くことができずに、あるいは、取り付いたものにスリップして淵に落ち、増水中で水流が渦巻いているさらし場に引き込まれて溺れた可能性がある。

原因3：低体温症

　　　淵の突破中、あるいは突破後の滑落で水中に長く留まるうちに低体温症を発症し、体が思うように動かず溺れた可能性がある。

セカンドが取れる対策

* 今回のように水流の激しい淵で中央突破が危険な状態のときは、トップが突破したルートを、セカンドが忠実にトレースすることが重要である。
* 水流の激しい淵を突破する際は少しでも浮力を得る方法を考える事が重要である。ザックを浮力袋として利用する場合に重要なのは、防水スタッフバックや大型の丈夫なビニール袋を利用してザックの中を完全防水状態にすることである。このことによりザック内に密封された空気が浮力となる。それとともにザック自体に水が溜まらないように水抜き穴をザックの底にあけておくことも重要である。また、一般的に持参しているプラティパス（折り畳み式の水筒）に空気を入れておけばさらに浮力が高まる。あるものをいかに利用するかが重要である
* ザックを背負った状態で泳ぐ体勢を取るとすると靴・ソックス・スパッツなどがすべて水に浮く素材のため、足が浮いてしまい、水面上に出ているザックの自重がそのままおもりとなって上半身を沈めようとする。対策としては立ち泳ぎの姿勢を取り背中をそらしてザックにもたれかかることにより、ザックの浮力を生かすことができ、通常状態であれば顔が水面に出すことができる。
* ロープをハーネスには固定せず、ザックに固定してザックをビート板のようにするザックピストン法はさらに浮力が強く、直接体にロープを固定しないことでいざというときに自由が利くので下流に逃げることも可能となる。今回のような水流の激しい淵をセカンドが突破する場合、ロープをハーネスに固定するか、自力で逃げられるようにロープと体を固定せずに突破するかは状況により判断が異なるのでベストと思われる方法を採れるスキルを持つことが重要である。
* 低体温症対策については、雨具を着るなどで保温に努めることぐらいしか方法はない。判断基準は曖昧だがトップが泳ぐ前から震えが来ているような状況なら時間がかかっても高巻きを選択の一つとして検討することも一考である。ただ、過去の経験上、低体温症は突然発症することも多く事前の対応は非常に難しいと言わざるを得ないので事前にネオプレンのベストやライフジャケットを用意するなどで保温に努めることも考慮に入れたい。また、泳いでいる最中に低体温症を自覚することは難しいが、少しでも体の動きが鈍くなったと感じた際はトップに合図を送る（予め合図を決めておく）ことも有効と思える（詳細は後述する）。

トップが取れる対策

* トップの敏樹会員が左岸に中間支点を取ることができれば、ロープが淵の中心の水勢が強いところを直線的に伸びることを防ぎ、左岸沿いに辿ることが可能になったかもしれない。（記録によると左岸に残置支点があるという記録もある。）しかし、残置支点がない場合は泳ぎながら支点を構築するのは難しく、さらに万が一トップが溺れた場合に支点があるため下流から引き寄せることができなくなるという危険もあるため、この方法は状況判断が必要である。また、フォローに異常が見られた場合に迅速に下流へ回り込むことを予想して、ピッチを短く区切る（一旦中間の浅い場所で確保する）こともリードの対策の一つとして考えたい。
* セカンドが流心を避けて淵（左岸）沿いにルートを取りやすいようにロープを強くひかずにセカンドのペースに合わせてロープを引くことも重要である。
* 滝を登るときにホイッスルで意思疎通ができるよう事前に合図を決めておくのと同様に、泳いでいるときにも意思疎通が図れる簡単な合図を決めておくことも有効と思える。「ロープ引いて」「ロープ緩めて」の2種類を例えば手を挙げる動作や手を回す動作などで決めておけば、いざというときに有効な意思疎通の手段になる。
* 溺れてしまった人の体を力ずくで引き上げるのは不可能であり、さらに溺れた人間の生と死の分岐点は4～7分といわれている。ここで重要なのは救助者に直接触れて救命することは水難事故救命のプロでも困難ということを認識し、救助者に向かって直接手を下すのではなく、下流からロープを利用して引き戻すことを考えるべきである。
* 涼子元会員を確保していた敏樹会員は、涼子元会員が溺れた時点で引き上げることを諦め、救助に向った。しかしその過程で滝つぼ付近で頭部外傷を負い救助に至らなかったと思われる。安全に涼子元会員の下流に回り込みロープを引くことができればあるいは、救命の可能性があったと思われる。

**②　敏樹会員の事故の原因と対策**

原因

　　　敏樹会員は涼子元会員が溺れたため、救助のため淵に飛び込み、頭部外傷を負い、これが直接の死因となった。頭部外傷の可能性には、飛び込んだ時に何らかの原因で頭部を強打したか、飛び込んだ後、増水中の滝つぼ付近のさらし場に巻き込まれ、意識消失後に水流の力で岩に頭部を強打した、もしくは警察からの説明とは異なるが飛び込んだのではなくスリップして転落、その時に頭部を強打した、などが考えられる。

　　　いずれにしても、外傷の原因は現地検証でも確定は困難である。確定できても再現性が無いので、対策を講じることはできない。敏樹会員の死因は頭部外傷であるが、死を招いた要因は救助中の事故にある。

　　　敏樹会員は救助に向かう過程で頭部外傷を負い、死に至った。安全なアプローチ経路・方法があったかは、後日現地で検証する必要がある。

対策

何より、救助に際して「救助者の安全確保」を再徹底する必要がある。複数人パーティなら救助者を確保することができるが、二人パーティの場合、救助者は確保なしに行動しなくてはいけない。その分、救助アプローチにはより慎重な判断と注意が求められる。通常はリードが自ら辿ったルートを忠実に戻るが、状況によっては高巻いて戻らなくてはいけないケースもある。安全にアプローチするためには、ロープを解かなくてはいけない状況もありうる。目の前でパートナーが溺れているとき、どれだけ冷静に対処するか。それも限られた時間と状況のなかで。具体的な対策は状況によって異なるが、いずれにしても、溺れる危険性の高い淵の核心部に飛び込むのは今後絶対に避けなくてはいけない。

**③ 事故原因の想定と対策のまとめ**

以上に記した原因と対策については、あくまでも事故後に警察から聞いた事故発生の状況と経緯をもとに我々の過去の経験などを考慮して想定したにすぎない。

今回の事故は、当会において潜在的に、いつでも誰にでも起きうるケースであった。すなわち

１．リーダー敏樹会員は会の中堅であり、リーダーとして適正な技量があった。よって会の他リーダーが同様の条件で山行を企画しても、計画は会で承認され、リーダーは難所を突破したであろう。

２．涼子元会員もまた、メンバーとして適正な技量であった。よって涼子元会員が滑落・溺れた場所ならば、会の他メンバーもまた溺れる可能性があったといえる。

３．しかしながら、二人パーティでフォロー（ラスト）が溺れた場合の救助技術が、当会では不徹底であった。救助のためにはトップ（確保者）が安全に下流に回り込むことが重要である。これが当会では徹底できていなかった。訓練にも欠けていた。

我々は固定観念として、「淵を泳いで突破するときにトップが突破してしまえば、セカンド以降はロープを引っ張ってもらえば何とかなる。」という気持ちが強くあった。そのため、セカンドが溺れたときの救助、それも二人パーティのケースでは想定外であった。しかし今回はセカンド（ラスト）が溺れた。リードした敏樹会員も予想ができない事態であったと思う。限られた時間中で敏樹会員は救助を判断し、下流に移動する過程で頭部損傷の二重遭難に至った。当会でも同様の条件で冷静に救助対処できる人はおそらくいないと思う。　　　今後はセカンド（ラスト）が溺れた場合の対策を考えなければならない。

当会としてはこの報告書を作成することで終わりとせずに、改めて上記の対策を検証し、有効か否かを確認する。そうすることで水勢が激しい状況でもパニックにならずに安全に突破できる方法の有無を確かめ、今後、この様な事故を二度と起こさないよう努めていきたいと思う。

**Ⅳ．会の対応の検証と反省、今後の検討事項**

事故に対する会の対応を時系列で検証・討議し、反省点と今後の対策の検討事項を抽出した。

対策検討上の論点は主に下記３点である。

　１．初動ルール、運用フローの改善

　２．パーティ家族との連絡方法の改善

　３．現地入りの判断・現地対応の検討

対策は継続して検討し、対応マニュアル・訓練計画への反映、あるいは必要事項を年次総会に諮る。

論点抽出に至る、会対応の検証と反省の討議結果、検討項目案を以下にまとめる。

１．初動ルール、運用フローの改善

　今回は警察の初動が会を先行していた。従前の対応フローは”下山遅れ”等留守本部・会が起点となって警察・家族と連絡するものであり、本件は想定外であった。そのため、すべての対応が後手に回っていた。事故発生のケースを洗い出し、ケースごとに判断チャートと対応フローを整理するべきである。

　警察が初動済みの想定外ケースであったことから、リーダー部長・安全対策係の二者で初動対処していた。その結果、体制・分担の宣言が曖昧になった上に、全会員への情報伝達・指揮系統が混乱し、神田山の会との連携・分担の確認不足を招いた。また、当初より事故認識の翌日に例会を計画していたことから特別な参集は呼びかけず、例会も当面の事態対処に終始し、会全体での対処方針や対策検討計画などの討議機会を逸していた。集まれる人だけでも早く参集する等、初動フローの整理・整備が必要である。

　加えて、会内・会外との電話連絡の記録が不徹底であった。後日の検証のためにも、記録は徹底する必要がある。

　今回は、直前にメールで計画変更が報告された。それ自体は会の従前ルール通りであり、事故の要因ではない。しかしながら”審査・承認”の実態も伴っていない。事故予防として実効的な計画の審査・承認プロセスを再検討するべきである。

　また、今回、留守本部がリーダー部長に報告するタイミングは会の規定通り、翌朝8:00であったが、神田山の会は前夜、下山連絡がなく連絡も取れない時点で行なっていた。今後、規定を見直すことも検討課題としてあげられる。

２．パーティー家族との連絡方法の改善

　今回は涼子元会員実家への連絡を先行し、敏樹会員実家には同日昼に連絡していた。これは当会計画書上涼子元会員が他会メンバーであったため、警察からの連絡漏れを懸念したためである。敏樹会員実家への連絡を昼まで待機したのは、その間の新規情報入手を期待したためであった。振り返るとこの判断に効果・合理性はなく、敏樹会員が半日無断欠勤となる懸念を招いた。淡々と一斉に確認連絡するべきであった。

　また、両家実家には「警察、相手方家族、子息職場への連絡がとれているか」を電話・口頭確認したが、詳細な状況の確認と記録が欠けていた。事実、涼子元会員職場から警察に照会願いが発出されていた。

　冷静に抜けもれなく確認・記録できるよう、チェックシート等があるべきである。

３．現地入りの判断・現地対応の検討

　今回は物理的・人的にも現地への要員派遣が可能であった。事実リーダー部長・安全対策係は派遣を検討していた。見送った判断根拠としては３点ある。第一に警察から「現地及び警察署への立ち入り遠慮」指示を受けた、第二に神田山の会要員がたまたま現地におり情報共有が可能だった、第三に既に地元警察が捜索中であり増水した沢での捜索・救助の実力が当会にないことである。

　こうした判断根拠に対し、「情報収集目的」として現地要員派遣するべきとの意見もある。神田山の会としては現地・リアルタイムでの情報は有益であったとのことである。また、実際の遭難では会が自力救助・捜索するより、外部（警察）と連携協力することが実情に合う。これらを踏まえた、現地入りの判断基準、現地派遣の目的・作業を整理し会の指針とする必要がある。

Ⅴ．今回の事故の総括と今後の課題

* + 技術面の総括

今回の事故の技術面については、限られた情報による仮説の域を出ないもので、真相についての究明は困難である。事実として言えることは、二人パーティでトップが淵を突破した後セカンドをロープで確保している状況でセカンドに起こった事故と、事故者を救助しようとして起こった二重遭難であることである。

トップが突破した後、ロープでセカンドを確保することは普段我々が多用している技術であるが、今回、山女魚淵のような長い淵を突破する際には必ずしも安全な方法とは言えないことが明らかになった。我々は今後このような淵を通過する場合のセカンドの確保の方法について対策として考えた仮説を検証しなければならない。また、二重遭難を防ぐための対策として考えた仮説も実行可能であったかを検証する必要がある。そのためには現地を調査した上で対策を講じなければならない。

また、講じた対策は講習や訓練等を通じ、会員に徹底させることが求められる。

* + 会としての対応の総括

今回の事故は目撃者の通報により、我々が知る前に捜索活動がなされ、事故を知った時点では何もできる事がないという事態となった。また、情報を受けてからの対応についても不慣れによる多少の混乱はあったが、何も行動出来ない以上、それが結果に影響を及ぼすものではなかった。また対応については、従来の「遭難救助規程」や「下山連絡がない場合にとる非常時体制：留守本部の役割」と照らしても、対策本部の設置が曖昧であったことや緊急連絡先や職場への対応等若干の反省点はあるものの、概ねその規定に沿ったものであった。

しかし今回の対応で、全てについて後手に回り、受身の対応となってしまったことは否めない。そのことは、従来の遭難対策の規程類に問題はなかったのかということを浮き彫りにすることとなった。従来の遭難対策の規程類は遭難に対し自力救助を前提として構成されており、警察には「必要により連絡する」という位置づけであるが、今回、図らずもそれとは真逆の事態が発生したことになる。

今回のケースは決してレアケースではなく、一般登山道やバリエーションでもメジャーなルートであれば、我々が動く前に通報が先にされることは十分にあり得ることである。また、現状の会の体制で自力救助を行うことは困難であり、現地警察や消防等の協力を仰がなければ救助は覚束ないのが現実である。

今後このような事故が起こるとは考えたくないが、万が一に備え、今回の経験を踏まえ、他力救助も踏まえ規程類を見直すことが必要である。

また規定類を見直すだけでなく、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、模擬訓練等により体得していくことが求められる。

* + 今後の課題

以上、今回の事故に関する総括を行ってきたが、登山という行為は多かれ少なかれリスクを伴うものである。当会はこれまで幸いにも死亡事故は起こしていなかったが、紙一重の事故は起こしていた。

今回の事故はリスクの単なる一例であることを改めて認識しなければならない。従って課題は今回の事故対応に留まることなく、あらゆるリスクについて皆で深く考え、対策を講じ、対応を身に着けなければならない。

リスクについては遭難事例や小事故報告（ヒヤリハット）が参考となる。会員の高齢化に伴う事故もリスクの一つとして挙げられる。対応を身に着けるには、対応を取り込んだ講習や訓練を行うことが求められる。そしてこれらのことを形骸化させず、継続的に取り組んでいくことが何より必要とされる。

最後に、我々に課された責務は今後誰も事故を起こさぬよう安全な登山を行うことであり、そのことが今回お世話になった関係者の方々へのご恩返しとなり、故人の遺志に沿うことになるものと考え、これらの課題に真摯に取り組んでいくことを誓いとし結びとしたい。

－終－